

第30号議案

中学生海外派遣旅費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

中学生海外派遣旅費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年5月22日

一宮市教育委員会
委員長 中野和雄

提案理由

補助金の見直しに伴い、補助率を改定するため、本案を提出します。

中学生海外派遣旅費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

中学生海外派遣旅費等補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第3条中「旅費額」を「経費」に改める。「にその他の補助対象経費を加えた合計額」「補助金は、百円未満の端数は切り捨てるものとする。」を削除する。「一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則の第2条により教育委員会が認定した準要保護世帯の中学生は10分の9、要保護世帯の中学生は10分の10とする。」を追加する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

○中学生海外派遣旅費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国際理解教育の一環として、一宮市在住の中学生を海外へ派遣することを目的に結成された海外派遣団に対し、派遣される中学生及び引率する教職員の海外旅行に要する旅費等について、補助することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 渡航に要する旅費
 - (2) 外国における国内旅費
 - (3) 帰国に要する旅費
 - (4) その他補助対象とすることが適当と認められる費用
- 2 次に掲げる費用は、補助金交付の対象から除外する。
- (1) 旅券印紙代
 - (2) 任意保険料
 - (3) その他補助対象とすることが適当とは認められない費用

(補助金額)

第3条 補助金額は、補助対象となる経費に、中学生については10分の8を、教職員については10分の10を乗じて得た額とする。

ただし、一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則の第2条により教育委員会が認定した準要保護世帯の中学生は10分の9、要保護世帯の中学生は10分の10とする。

(交付申請)

第4条 派遣団の代表者(以下「派遣団長」という。)は、補助金の交付を申請しようとする場合は補助金等交付申請書に参加予定者名簿、見積書、旅行日程表を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金等交付申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、すみやかに交付の決定をし、補助金等交付決定通知書により派遣団長に通知するものとする。

(完了報告)

第6条 派遣団長は、帰国後1ヶ月以内に補助事業等完了報告書に参加者名簿、支払領収書を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成3年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

中学生海外派遣旅費等補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(補助金額)</p> <p>第3条 補助金額は、補助対象となる旅費額に、中学生については10分の8を、教職員については10分の10を乗じて得た額にその他の補助対象経費を加えた合計額とする。ただし、補助金は、百円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>	<p>(補助金額)</p> <p>第3条 補助金額は、補助対象となる経費に、中学生については10分の8を、教職員については10分の10を乗じて得た額とする。ただし、一宮市立小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則の第2条により教育委員会が認定した障害保護世帯の中学生は10分の9、要保護世帯の中学生は10分の10とする。</p>

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年5月22日

一宮市教育委員会
教育長 中 野 和 雄

提案理由

一宮市における教育のあり方についての提言を受けるため、一宮市学校教育推進会議設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市学校教育推進会議委員 委嘱候補者

委員氏名	性別	生年	住所	備考	新任 再任
いまがわみねこ 今川峰子				学識経験者 (大学教授)	再
しみず ひろし 志水 廣				学識経験者 (大学教授)	再
こばやしのりゆき 小林 敬幸				学識経験者 (大学准教授)	再
えきま あつこ 江崎 敦子				その他教育委員会が認めた者 (元尾西市教育委員)	再
たんげ た え み 丹下多榮美				その他教育委員会が認めた者 (元木曾川町教育委員)	再
かわぐちそうきち 川口惣吉				教育関係者 (一宮市小中学校校長会長)	新
い だ よ し ひ こ 井田吉彦				その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会会長)	再
お かわ の り こ 小川典子				その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会副代表)	再
あおき とし の り 青木俊憲				その他教育委員会が認めた者 (元一宮青年会議所理事長)	再
せきぐちけいこ 関口恵子				教育関係者 (一宮市主席スクールカウンセラー)	再
かんだ かずひこ 神田和彦				教育関係者 (自立支援指導員)	再
よしだともよ 吉田知世				その他教育委員会が認めた者 (前一宮市新成人代表)	新
あさの けんすけ 浅野健介				その他教育委員会が認めた者 (元一宮市新成人代表)	再
いとうまさよし 伊藤雅淑				一宮市企画部長	再
ながの く み こ 長野久美子				一宮市福祉こども部長	再

2. 委嘱期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日

一宮市学校教育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 これからの一宮市の学校教育のあり方を考えるため、一宮市学校教育推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校の教育課程・教育活動等に関すること
- (2) 教職員の研修に関すること
- (3) その他、学校教育の推進に関すること

(委員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、教育委員会が招集する。

- 2 推進会議の会議は、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

第3.2号議案

一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について

一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年5月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市の子どもの安全教育のあり方について提言を受けるため、一宮市子どもの安全推進委員会設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1 平成25年度 一宮市子どもの安全推進委員会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
三 尾 龍 成				医療関係者 (一宮市民病院小児科部長)	再
野 村 置 孝				医療関係者 (一宮市学校保健会副会長)	再
後 藤 眞				医療関係者 (一宮市学校保健会学校医部会長)	再
浅 野 勝 信				関係行政担当者 (一宮保健所次長)	新
蘭 口 恵 子				医療関係者 (一宮市ｽｰﾙカウンセラー)	再
浜 口 幸 久				関係行政担当者 (一宮市消防署救急救命士)	新
鶴 飼 辰 郎				その他教育委員会が認めた者 (一宮市小中学校PTA連絡協議会会長)	新
山 内 智 美				その他教育委員会が認めた者 (一宮市保育園保護者代表)	新
川 口 惣 吉				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校長会長)	新
三 輪 準 子				学校・保育園関係者 (一宮市保育園長代表)	新
花 川 敬 治				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校安全教育担当校長)	再
太 田 宣 宏				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校教諭代表)	再
安 井 真 弓				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校養護教諭代表)	新

2 委嘱期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

一宮市子どもの安全推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 安全・安心のまちづくりの一環として、これからの子どもの安全教育のあり方を考えるため、一宮市子どもの安全推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について提言する。

- (1) 子どもの安全教育に関すること
- (2) 重大事故防止に関すること
- (3) 子どもの事故検討委員会（仮称）を招集すること
- (4) その他、委員長が必要と定めた事項に関すること

(委員)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学校・保育園関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、推進委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、教育委員会が招集する。

- 2 推進委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員がやむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、委員長の承認により、代理者の出席をもって充てることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第33号議案

一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年5月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市議会および一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会、一宮市体育協会役員就任のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成25年5月31日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
かんべ けんたろう 神戸 健太郎				一宮市議会経済教育委員長が選任されたため
かたやま さちこ 片山 佐知子				一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会役員退任のため
おおた としあき 大田 敏明				一宮市体育協会副理事長退任のため

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
たかぎ ひろまさ 高木 宏昌				一宮市議会経済教育委員長就任のため	新
あさい ますみ 浅井 ますみ				一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会役員就任のため	新
おおたけ みきお 大竹 幹雄				一宮市体育協会副理事長就任のため	再

3. 委嘱(任命)期間

平成25年6月1日から平成26年3月31日

*いずれも一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任者の残任期間

第34号議案

一宮市公民館運営審議会委員の解嘱並びに委嘱について

一宮市公民館運営審議会委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年5月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

役員改選のため、社会教育法第30条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市公民館運営審議会 解嘱該当者

(解嘱日 平成25年5月31日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
井上 文男 <small>いのうえ ぶんお</small>				一宮市議会経済教育副委員長が選任されたため

2. 一宮市公民館運営審議会 委嘱該当者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
岡本 将嗣 <small>おかもと まさし</small>				一宮市議会経済教育副委員長に就任のため	新

3. 委嘱期間

平成25年6月1日から平成26年3月31日

一宮市公民館設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づく前任者の残任期間

第35号議案

一宮市スポーツ推進委員の解嘱について

一宮市スポーツ推進委員の解嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年5月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

スポーツ基本法第32条第1項の規定により本案を提出します。

1. 一宮市スポーツ推進委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成25年4月30日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
きごう 左合	てるゆき 輝行			一身上の都合のため

第36号議案

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年5月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員を委嘱するため、本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員 委嘱候補者

(地域文化広場)

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新 再 任
なかのかずお 中野和雄				一宮市教育長	新
つちもとのりお 土本典生				一宮市博物館長	新
いとうてつ 伊藤哲				公認会計士	新
うつきやすし 宇都木寧				弁護士	新
こんどうくみ 近藤久美				修文大学 短期大学部教授	新

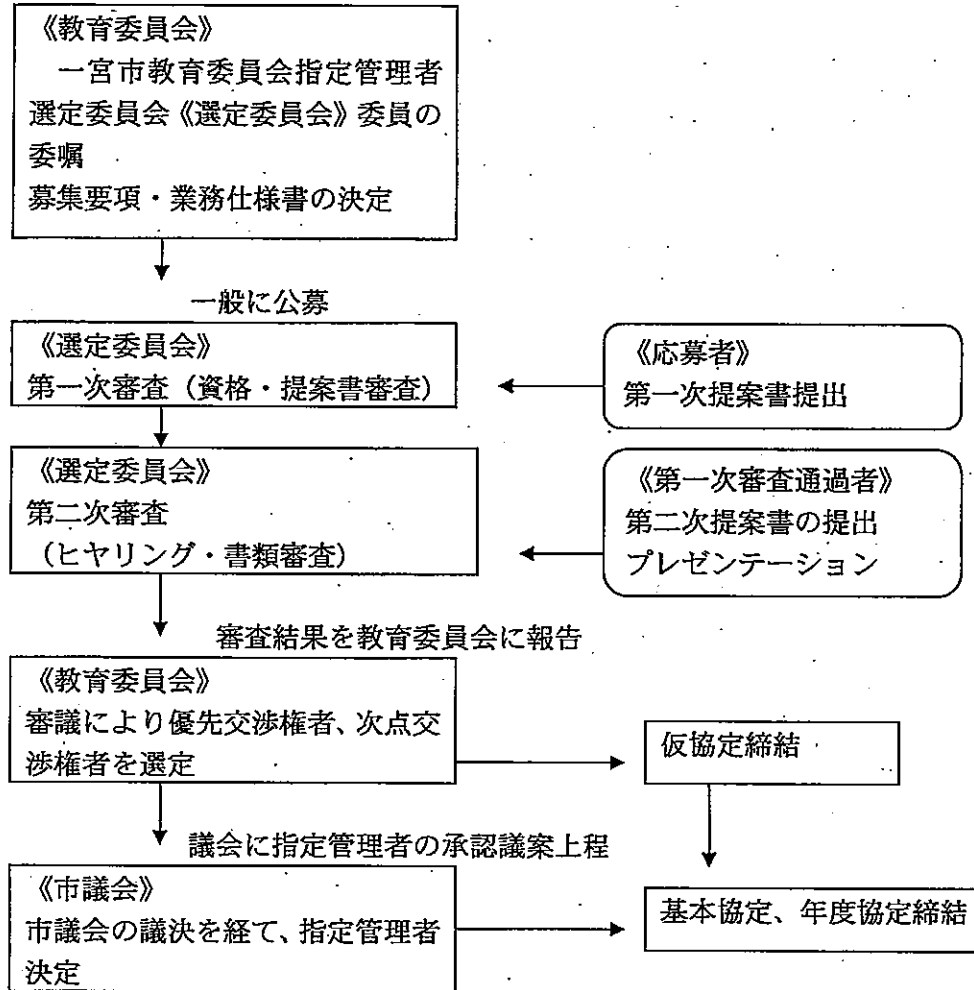
(一宮市体育館施設等)

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新 再 任
はっとりきょうじ 服部暁治				一宮市 教育文化部長	新
おおたのぶお 太田伸生				一宮市 教育文化部次長	新
うすいたかよし 臼井孝嘉				公認会計士	新
たかぎみちひさ 高木道久				弁護士	新
きくちひでお 菊池秀夫				中京大学スポーツ 科学部教授	新

2. 委嘱期間

平成25年5月22日～指定管理者の指定を行うまで

参考



一宮市立図書館協議会委員の任命について

一宮市立図書館協議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成25年5月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了のため、図書館法第15条の規定により、本案を提出します。

1 一宮市立図書館協議会委員 任命候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
い い だ かおり 飯 田 香				学校教育関係者 (千秋南小学校長)	新
い わ た まち こ 岩 田 町 子				社会教育関係者 (公民館運営審議会委員)	再
わかばやし ま ゆ み 若 林 真 由 美				社会教育関係者 (社会教育委員)	再
ながひさ しげゆき 長 久 重 幸				社会教育関係者 (つつみざくら代表)	新
ちゅうじょう のりこ 中 條 紀 子				家庭教育の向上に資する活動を行う者 (子どもと本をつなぐボランティアグループ 連絡会代表)	再
むしか のりこ 虫 鹿 典 子				家庭教育の向上に資する活動を行う者 (おはなしグループいりり代表)	再
かとう あけみ 加 藤 明 美				家庭教育の向上に資する活動を行う者 (図書館みのりの会代表)	新
しまざき ねこ 嶋 崎 宗 子				学識経験者 (元木曾川町立図書館資料選定委員会 委員)	新
おがわ きよひさ 小 川 浄 久				学識経験者 (元一宮市立豊島図書館長)	再
かとう みちたか 加 藤 道 隆				学識経験者 (一宮文学 [同人])	再

2 任命期間

平成25年6月1日～平成27年5月31日

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成25年5月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
1	愛知サマーセミナー 実行委員会 実行委員長 てらうち 寺内 よしかず 義和	第25回 愛知サマーセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会 為末 大氏(元オリン ピックアスリート)他 ・ 公開講座 ・ 弁論大会 他 	7月13日(土) ~15日(月)	南山大学・南山 山高等学校 男子部・女子 部・小学校 他昭和三区いり なか周辺	無料	(6)

一宮市教育委員会講後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
6	特定非営利活動法人 メタセコイアの森の仲間たち 代表理事 興膳 健太	清流王国郡上・夏休みこどもキャンプ	<ul style="list-style-type: none"> 郡上の地域資源(自然・文化・人)を生かした、郡上ならではの自然体験を提供し、都市の子どもたちと郡上の子どもたちが一緒に、農山漁村において2泊3日・3泊4日の集団キャンプを行うことで、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに人間関係などの集団活動の在り方や公衆道徳などの望ましい体験を積み、知識や技能の習得とともに思考力・判断力などを育成し、これからの社会において必要となる「生きる力」を身に付けることを目的とする。 2泊3日・3泊4日 東海地方在住の小学校1年生から中学校3年生 計360名 	平成25年 7月20日(土) ～7月22日(月) 7月24日(水) ～7月27日(土) 7月29日(月) ～7月31日(水) 8月6日(火) ～8月9日(金) 8月18日(日) ～8月20日(火) 8月23日(金) ～8月26日(月) 8月29日(木) ～8月31日(土)	しらお自然学校(岐阜県郡上市白鳥町六ノ里)	有 料 2泊3日 26,800円 3泊4日 32,800円	(4) (6)
7	愛知県モラロジー協議会 尾張地区担当副会長 浅野 金郎 (主催)公益財団法人モラロジー研究所	第50回教育者研究会(尾張会場)	<ul style="list-style-type: none"> テーマ「『思いやりの心を育てる』 講師 赤堀 博行 氏 中野 和雄 氏 鈴木 修 氏 参加者 教職員および教育に関心のある方 230名 	平成25年 7月30日(火) 午前10時から 午後3時30分	一宮市総合体育館多目的室	有料 1,000円	(4) (6)
8	愛知県食品衛生協会一宮支部 支部長 則竹 伸也	「食中毒予防啓発標語・うちわの図案」募集	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒予防の啓発事業を通して、地域の食育の一端を担う。 参加者 市内19中学校の生徒 1000名 	平成25年 7月20日(土)～ 8月31日(土)	各中学校	無料	(3) (6)
9	愛知県家庭科教育研究会 会長 水谷 伊子	平成25年度愛知県家庭科教育研究大会一宮大会	<ul style="list-style-type: none"> テーマ「未来を創り出す豊かな心と確かな実践力をはぐくむ家庭科教育」 講師 料理人 田村圭吾氏 参加者 愛知県内小学校家庭科担当者 300名 	平成25年 10月23日(水) 午後0時30分～ 午後4時15分	一宮市尾西市民会館	無料	(5) ア

一宮市教育委員会講後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
10	一宮ジュニアバンド オーケストラ 代表者 井本 和伸 いもと かずのぶ	さわやか吹奏楽クリニック	<ul style="list-style-type: none"> 吹奏楽の練習 市内中学生 参加者数(見込) 30名 	平成25年 7月7日(日) 午前9時30分～ 午後3時30分	一宮市尾西生涯学習センター 西館	無料	(6)
11	志水塾一宮 代表 酒井 直樹 さかい なおき	授業力アップセミナーin一宮2013	<ul style="list-style-type: none"> 算数・数学の授業力アップを図る。 愛知教育大学大学院教授 志水廣 氏の講演 復唱法や〇つけ法、本読み計算を体験し身につける。 参加者 教員40名 	平成25年 8月31日(土) 9時20分～ 16時30分	アイプラザ一宮	有料 4,000円	(6)
12	一般社団法人一宮青年会議所 理事長 木村 憲彦 きむら のりひこ	7月度公開例会 野口健講演会「仲間の絆～夢と希望に向かって～」	<ul style="list-style-type: none"> 講師の講演会を通じて、青少年に向けて夢と希望に向かって歩んでいくことの大切さ、仲間とともに努力することの大切さを伝える。 テーマ「仲間の絆～夢と希望に向かって～」 講師 野口健 氏 参加者 一宮に住む青少年(小学生、中学生、高校生)と一宮市民 912名 	平成25年 7月14日(日) 午後1時～ 午後4時	一宮市尾西市民会館	無料	(4)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
12	公益社団法人 一宮法人会 会長 もりかつひ 森克彦	公益社団法人 一宮法人会 サマーフェスティバル2013	フォーラム21青少年少女合唱団によるコンサート、サイエンス教室、パネル展示、税の啓発ビデオ等	8月31日(土)	稲沢市民会館	無料	(4) (6)
13	木曾川文化会館住 民ワークショップ きづかみそら 佐藤美空	第46回きそがわふ れあいコンサート	女声コーラスもくせい・男 声合唱ハモール和・女声 合唱サウンド和によるコ ンサート	6月16日(日)	木曾川公民館	無料	(6)
14	(公財)愛知県教 育・スポーツ振興 財団 愛知県生涯学習推 進センター センター長 こじまやちほ 小嶋八千穂	生涯学習地域連携 講座 愛知県立起工 業高等学校ものづく り「木材工芸」	木材を使用したテーブル サイズの工芸品の製作	9月1日・8日・ 15日・22日 (日)	愛知県立起工 業高等学校	無料 (材料代実 費2,000 円)	(1) (4)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
13	酒田市八幡カップ 愛知一宮開催実行 委員会 事務局長 松廣耕三	第 18 回酒田市八幡 カップ全国シニアバ スケットボール交歓 大会	平成8年、当時の山形県八幡町で誕生した「八幡カップ全国シニアバスケットボール大会」は健康づくりと生涯スポーツの振興に貢献するために開催された。 40歳以上のシニア、50歳以上のスーパーシニア、60歳以上のゴールドシニアの各部によるトーナメント戦。全国各地から55チームが参加する。	11月1日(金) ～11月3日(日)	一宮市総合体育館	1チーム 30,000円	(7)
14	一宮市 一宮市長 谷 一夫	第 29 回市民健康まつり	市民のみなさんが「自分の健康は自分で守り、健康づくりに取り組む」という自覚と認識のもとに、健康で明るい生活ができるよう積極的に健康づくりの推進を図る。	9月1日(日)	一宮スポーツ文化センター	無料	(1) (6)
15	愛知県一宮総合運動場 場長 永井成人 主催 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	平成 25 年度愛知県一宮総合運動場ちびっこ水泳教室	小学生を対象とし、水泳に親しむことにより、基本的な泳法を身につけ、愛好者を増やし、かつ体力の向上を図る。	<5日間> 7月22日(月) ～7月26日(金) 7月29日(月) ～8月2日(金) 8月5日(月) ～8月9日(金)	愛知県一宮総合運動場 水泳施設(屋外プール)	1人 3,500円	(4) (6)